

◇第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

この間の取り組み

第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団
事務局長 平良眞知

1. 辺野古新基地建設阻止の闘い 「辺野古基金」を創設

辺野古新基地建設問題への沖縄の民意は、約8割が「反対」です。

- ・2014年1月の名護市長選では「反対」の稻嶺進現市長が当選。
- ・同年11月の沖縄知事選では「反対」の翁長雄志さんが現職の仲井間氏に10万票の大差をつけて当選。
- ・同年12月の衆院議員選では1区赤嶺政賢、2区照屋寛徳、3区玉城デニー、4区仲里利信の各氏が当選し、辺野古反対派全員が当選。

これで3大選挙全てで辺野古新基地反対が完全勝利し、民意は確定しました。

知事選の際には、全国基地連からも「為書き」やカンパ、辺野古への連帯座り込み闘争や運動の弱い地域への緊急ビラ配り行動に賛同して頂きました。それをきっかけに地元の運動に弾みがつきました。長時間のビラ配り行動に深く感謝申し上げます。本当に有り難うございました。

沖縄の民意は圧倒的に辺野古新基地建設反対です。しかし、卑劣にも負けを認めたくない日本政府は、沖縄の民意を無視し辺野古新基地建設の強行に奔走しています。その姿は民主主義をかなぐりすてた蛮行であり、絶対に許すことは出来ません。

そこで沖縄民衆は辺野古ゲート前、大浦湾上で日々国家権力との闘いに決起しています。平和運動センターの山城博治議長などの不当逮捕、大浦湾上での辺野古ブルーカースチームへの暴力、人権侵害等の弾圧にもめげず、「県民は雇しない」のスローガンのもと、闘いは燎原の火のごとく広がりを見せています。

(P 30からの続き)
けてきました。

「国体護持・本土防衛の捨て石」とされた沖縄戦から70年の節目にあたり、私たちは、沖縄戦の地獄を再び繰り返すことがないよう、オール沖縄の「島ぐるみ会議」と共に、建白書の「オスプレイ配備撤回・普天間閉鎖・辺野古断念」を実現し、誇りある豊かな沖縄、基地のない平和な沖縄を築き上げていくために奮闘することを誓うものである。

なお、普天間爆音訴訟は提訴から3年を過ぎ、これまで12回の口頭弁論において、憲法違反の普天間基地、W値75のコンター内側ではないものの実質的にはW値75と同程度の騒音暴露状況にある原告の訴えも認めるべきこと、などを特徴として主張してきた。

嘉手納爆音の各支部、具志川支部、石川支部、嘉手納支部、沖縄支部、読谷支部、北谷支部の全6支部が辺野古新基地阻止行動に立ち上がっています。

そして、4月9日には県議会与党会派や県経済界の有志、故菅原文太さんの奥さんも代表世話人となり「辺野古基金」が立ち上げられました。基金は米紙への意見広告、辺野古阻止にむけた各種取り組みに活かされ、県内、全国に基金への参加を呼びかけています。基金への呼びかけは「辺野古問題」に多くの国民が関心を持っていただきたい、との願いが込められています。

辺野古新基地建設の阻止に向け、全国基地連の皆様のご協力を、今後ともよろしくお願い申し上げます。

2. 裁判闘争の取り組み ~爆音による「睡眠妨害と健康」について~

これまでの嘉手納爆音訴訟判決において、嘉手納基地の米軍機による原告らへの睡眠妨害は認定するが、「基本的生活利益の侵害」に止まっていました。

健康被害については、一顧だにされませんでした。本訴訟では、睡眠は人間の健康にとって最も基本的な条件であり、睡眠の健康影響についての知見の集積から、原告らが睡眠妨害により深刻な健康被害を現に受けているか、少なくとも健康被害が生じる高度な危険性があることは明らか、と主張するものです。

(1) 第10回口頭弁論での主張

- ・開催期日 2014年2月27日(木) 10時~12時
- ・開催場所 那覇地方裁判所沖縄支部
- ・原告参加人員 120人

37人の原告傍聴人で埋まった法廷で、立野嘉英弁護士が欧州WHOの論文を中心に「睡眠と健康」について主張しました。

(P 5△に続く)

次回の第13回口頭弁論からは、原告・参考人など証人調べ、現場検証など、被害実態を直接主張する段階に入ることになる。ご支援をお願いしたい。



(P 4 △からの続き)

その主な内容は次の通りです。

爆音などで睡眠不足になると、脳機能が低下し、これによって意欲低下、情緒不安定、注意力、集中力、記憶力の低下がもたらされます。

また睡眠妨害が脳・心臓疾患をはじめとする各種健康被害の発症リスクを高めることは、欧州WHO（世界保健機関）によっても確認されています。ところで日本の脳・心臓疾患（いわゆる過労死）の労災認定基準は、睡眠時間の短縮がもたらす疲労の蓄積を考慮して策定されています。1日4~6時間以下の睡眠不足状態では、脳・心臓疾患の有病率や死亡率を高めるという知見を基にしています。つまり、〈睡眠短縮→心拍数の増大及び血圧上昇→脳・心臓疾患発症リスクの増大〉になります。

(2) 第15回口頭弁論での主張

- 開催期日 2015年2月26日(木) 10時~16時
- 開催場所 那覇地方裁判所沖縄支部
- 原告参加人員 115人
- 証人 佐々木 司氏(公益財団法人労働科学研究所研究主幹)

本口頭弁論は、睡眠障害について佐々木先生に証言を頂きました。先生の証言について、被告国側からの反対尋問は一切無く、逆に佐々木先生から教えを請う場面や事実確認だけが目立ちました。

法廷を満席(37人)にした原告の皆さんから「脳は寝ていても、爆音があると、心拍数は高くなり心臓に負担がかかるんだね」と感想が聞こえました。

以下に佐々木先生の主な証言内容を報告します。

○航空機騒音と睡眠、健康への影響

- 睡眠は量と質から構成され、睡眠の質の劣化が健康影響を生じえる。
- 睡眠は、ノンレム睡眠とレム睡眠で構成される。
- レム睡眠は、ストレスの解消に必要な睡眠。脳・心臓疾患に関係する。
- レム睡眠が減ると、自律神経機能が、かなり興奮し心拍数は異常に高くなる。
- レム睡眠時の自律神経機能が興奮すると、血管に異常なストレスがかかる。
- それは、血管内皮機能の低下を介して脳・心臓疾患のリスクとなる。
- 血管内皮機能の低下は、血管を柔らかくする一酸化窒素(NO)を抑制し、plaques形成、血栓形成と進展し、脳・心臓疾患を生じさせる。
- 音圧レベルが高くなると血管内皮機能は低下する。また、有病者ではより顕著に騒音が血管内皮機能を低下させる。
- 大脳皮質系と自律神経系の関係では、脳波覚醒がなくても心電図覚醒はある。
- 音圧レベルが低くても心電図覚醒はある。

・軍用機騒音は睡眠感を悪化。同時にうつ、不安、ストレスを生じさせる。

○原告の睡眠妨害アンケート

- ルミネーション(過去を思い悩むこと)による入眠困難
「爆音がいつ来るかと思うと寝付きが悪い」(W 95、北谷町砂辺女性)
- ルミネーションによる早期覚醒
「又朝早く目が覚めてしまう心配がある。十分眠れない」(W 90、北谷町砂辺 男性)
- アプリヘンション(未来を思い悩むこと)による入眠困難
「また不安がありそうで眠れない」(W 90 北谷町男性)
- 疲労の回復不全
「睡眠不足になると耳の中がキーンと耳鳴りがあり、頭はフラフラ感、身体がだるくなる」(W 95、北谷町砂辺 女性)
- 精神的ストレスの解消不全
「イライラして子どもをどなったりする事がある。少しのことでも怒る」(W 90、北谷町砂辺 男性)
- 自律神経の興奮
「血圧が上がり、脈拍もあがる。嫌だ」(W 90、嘉手納町屋良 女性)



「那覇セルラースタジアム」の大群衆は1万5千人で2014年11月1日に行われた「オナガ必勝総決起集会」



演壇の写真は菅原文太さんの発言で、近くにオナガ候補も写っています。菅原文太さんは、その1ヶ月後に他界されました。菅原文太さんのご冥福を祈ります。

◇第2次新横田基地公害訴訟原告団 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

活動報告—2014年6月～2015年5月—

1 裁判の現状

一昨年3月に提訴し、現在まで9回の弁論と5回の進行協議を行ってきました。

(1) 口頭弁論期日では

今年度の弁論は第5回期日から始まり、被告国の主張・横田基地の公共性に対する反論、及び周辺対策（住宅防音工事）に対する反論から原告の主張を展開しました。第6回弁論期日では、国が再三主張している「危険への接近論」への反論、及び騒音評価において国が軍事基地における騒音評価として採用してきた防衛庁方式による評価算式を民間空港に適用している環境庁方式へ切り替えることの不适当性を厳しく論断。また、新たに昼間の時間帯の騒音を控除した評価方法の採用を主張していることに対し、被害を非現実的に評価する誤った主張であり、ことさらに損害賠償を過小評価するもので容認できないと厳しく反論しました。

第7回弁論期日では、前回期日で「環境庁方式による騒音評価の採用」「昼間騒音控除論」について厳しく指摘をしたにもかかわらず、それぞれの騒音センターを書面提出したことにつき、改めて問題点を指摘しました。また、原告が強く不安に感じている「航空機事故や落下物事故、米軍関係者が引き起こす事件など、基地周辺住民がこうむっている騒音以外の被害について主張しました。

第8回弁論期日では、裁判長が交替したため、まず弁論更新の手続きをし、次に、提出した原告陳述書原本の確認作業が行われました。その後、裁判の繰り返しによる原告負担をなくすために必要な「将来にわたる損害賠償請求」の主張を展開し、裁判所に理解を求めました。

公告訴訟では、被害立証はきわめて重要であり、現地検証はその最たるものです。しかし、現地検証当日軍事基地の性格上、飛行機の発着が不定期のため、航空機騒音を体感できないことが予想されることから横田基地を離着陸する航空機の飛行・騒音状況を撮影記録したDVDを現地検証前に上映し、検証当日を補完することが必要として、第9回弁論期日に上映しました。

(2) 進行協議では

第2回進行協議では事前に提出した現地検証申出書に対する協議が行われ、国側の検証不要との意見がありました。裁判長は「いずれにしても現地検証はやらざるを得ないでしょう」との発言で、国側も準備を進めることになりました。また検証に先立って航空機の飛行・騒音を記録したDVDの上映については第4

回進行協議で上映することが確認されました。しかし、現場検証及び原告本人尋問については、国側の対応の遅れなどもあって具体的なスケジュールを決めるまでには至りませんでした。

第5回進行協議では、裁判長、左右陪席裁判官全員が交替し、新任となったため、これまでの裁判結果、内容の理解が継続し、引き継がれるものか憂慮されるところです。そのため、弁論更新手続きを行い、原告団の代表、弁護団から意見陳述を行うことが決りました。

(3) まとめ

第1点は、裁判長以下陪席裁判官全員が人事異動のため交替し、不十分な理解のもと前任者とは異なる訴訟指揮を行うことが懸念されるため、裁判所とのコミュニケーションを密にし、働きかけることが必要と思われます。

第2点は、国による意図的な裁判の遅延、作業遅れに対し、裁判所を巻き込んだ対処が必要かと思います。原告のなかには、2度3度と原告団に加わった人もおり、また高齢化が進んでいることから、この問題には、毅然と対処することが求められています。

第3点は、裁判の進行が、原告のスケジュールからは全体として約1年遅れになってきており、しっかりと歟止めをかけて裁判に臨むことが必要です。

2 運動の現状

一昨年7月、米太平洋空軍司令官の「CV22オスプレイの横田基地配備」発言に対し、即対応すべきとの思いから、横田基地騒音訴訟の他の原告団と共に、連名で米軍横田基地及び国の方針機関に対し抗議・要請書を送付しました。同時に被害者が声を上げる、意思を表明することが極めて重要との思いで署名活動に取り組み、国方針機関へ提出しました。

1年後の昨年7月、突如、台風避難を口実にMV22オスプレイが横田基地へ飛来するとの通告があり、その後、航空祭、観闘式、日米友好祭での展示、防災訓練への参加などのため、途中給油が必要と理由をつけ、その都度横田基地へ飛来を強行しました。したがって、7,8,9,10,11月と連続して、オスプレイが横田基地へ飛来し、しかも、10月飛来機のうち1機は11月まで居座り、米軍司令官が今後飛来予告をしないと発言したことあわせ考えますとオスプレイの常駐化をもくろんでいる表れでは無いかと思われます。

私たちは、原告団連名での抗議・要請と署名活動に取り組みましたが、運動を広げることの重要さから、

横田基地問題に取り組んでいる他の団体との共同行動が必要との考えにより、オスプレイに関する連絡会(私たちを含め6団体)立ち上げとともに活動を進めています。(6団体名で抗議集会を組織、住民、市民の反対の意思を示すこと、監視行動に力を尽くしています。)

◇第5次・第6次小松基地爆音訴訟原告団

2011年に行った医学調査の裏打ちとするために原告全員アンケートを実施中。

全国爆音訴訟ニュース No3（次号）にその結果を掲載する予定です。

岩国初の基地訴訟は、地裁・結審（2月5日）で弁論終結

2009年3月23日に提訴した岩田爆音訴訟は、2015年2月5日に第30回口頭弁論及びオスプレイ飛行差止訴訟第9回口頭弁論（併合審理）が行われました。この日で弁論が終結し、結審しました。

第30回口頭弁論においては、原告団長をはじめ原告3名の意見陳述、嘉手納、普天間、厚木、小松、第9次横田、第2次新横田の弁護団からの応援弁論、岩国弁護団の意見陳述が行われました。

また、全国の爆音訴訟原告団からも応援に駆けつけていただき、報告集会において、激励の言葉をいただきました。特に、この日のために用意していただいた全国の幟旗を飾ることができ、岩国原告団が全国原告団とのつながりの中でここまで来ることができたことを改めて確認し、連帯を深めることができました。

駆けつけてくださった原告団、弁護団に心から感謝をいたします。

また、豊口には、全国の原告団、弁護団の方々に岩国基地をめぐる状況をフィールドワークし、現在、米軍再編最終報告に伴い厚木から空母艦載機部隊の移駐を前提とした建設工事の進んでいる岩国基地や厚木の空母艦載機部隊のための米軍家族住宅及び米軍スポー

ツ施設の建設用地の造成工事が行われている現場を見ていただきました。

第30回門頭弁論においては、判決言い渡しの期日指定はなされず、追って指定されることになりました。判決言い渡し期日が決まり次第、全国の訴訟局にご案内させていただきます。

岩国では、初めての爆音訴訟であり、岩国基地を離着陸する軍用機がもたらす爆音の違法性を認めさせなければなりません。しかも、岩国では、飛行差止と損害賠償請求の他に厚木からの空母艦載機部隊と普天間からの空中給油機の移駐差止およびオスプレイの飛行差止も求めています。

第4次厚木爆音訴訟に統いて判決が言い渡されました。厚木で前進した飛行差止や健康被害の認定などを一步でも前進させることができるように、判決言渡しまでできうることをしていきたいと考えています。

また、全国のみなさまにご協力をお願いすることもあるかもしれません、どうぞよろしくお願ひいたします。

オスプレイ飛来・配備、パラシュート
降下訓練等、問題点噴出の横田基地

1 裁判の現状（昨年12月以降に行われた裁判）

本年1月29日(第9回)、4月23日(第10回)と2回の口頭弁論が行われました。

そして、今後、6月25日、9月24日と、2回の弁論が入る予定になっています。

① 1月29日：第9回「頑丸論」

原告側は、国が主張する「公共性論」に反論し、被

告団は、原告側が提出した「訴状」の請求原因に対する認否とその他の主張を行いました。

② 4月 23日・第10回

原告側は、防音工事の問題点とその防音工事によって慰謝料を減額すべきではないことを主張し、また、今後の主張予定を提出しました。

一方、被告国は、訴訟進行についての上申書を提出し、
(P.8下段へに續く)